

令和3年教育委員会 第10回定例会

1 日 時 令和3年10月28日(木) 13時30分開会 15時30分閉会
(休憩 15時00分～15時05分)

2 場 所 教育委員会庁舎1階 第1会議室

3 出席委員 教育長 林 秀 樹
教育委員 小 澤 倭文夫
教育委員 荒 田 純 司
教育委員 常 見 幸 司
教育委員 黒 田 仁 美

4 欠席委員 なし

5 出席職員 教育部長 中 島 正 人
教育部次長 薄 井 洋 仁
学校教育支援室長 大 山 倫 生
学校教育支援室主幹 (生徒指導・特別支援担当) 篠 崎 大 作
学校教育支援室主幹 (教育課程・研修担当) 村 中 寿 幸
兼教育研究所主幹
学校教育支援室主幹 (学務担当) 吉 田 健 一
生涯学習課長 山 澤 亮 司
生涯スポーツ課長 富 樫 誠
学校給食センター副所長 作 田 敏 春
文学館・美術館副館長 金 澤 妙 子
教育総務課長 成 田 和 陽
教育総務課総務係長 森 田 裕 規
教育総務課総務係 高 橋 ありさ

6 傍聴人 なし

7 議 題

- 議案第1号 市立小樽文学館協議会委員の任命案
- 議案第2号 市立小樽美術館協議会委員の任命案
- 議案第3号 小樽市学校給食センター運営委員会委員の委嘱案
- 議案第4号 小樽市文化財審議会委員の委嘱案
- 議案第5号 令和4年秋の叙勲候補者の推薦案

- 協議第1号 令和3年度教育費補正予算案について
報告第1号 令和3年度北海道学校給食功績者表彰の受賞について
報告第2号 令和3年度優良PTA文部科学大臣表彰の受賞について
報告第3号 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
報告第4号 いじめ防止キャンペーンの実施について
報告第5号 「小樽市総合体育館長寿命化計画」策定の検討状況について
その他 寄附採納について

8 議 事

教育長 ただ今から、教育委員会第10回定例会を開会いたします。

最初に、皆様御存知のとおり、10月18日付で、黒田仁美委員が就任されました。黒田委員、どうぞよろしく願いいたします。また、教育長職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、小澤委員を10月18日付けで、指名をさせていただきました。職務代理者の任期につきましては、定めておりませんので、新たな指名が無い限り継続して職務を担っていただきたいと思いますと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の会議の議事録署名委員に、黒田仁美委員を指名させていただきます。はじめに、お諮りいたします。

議案第5号「令和4年秋の叙勲候補者の推薦案」は会議規則第13条第1項第2号により、協議第1号「令和3年度教育費補正予算案について」は同項第3号によりそれぞれ非公開とし、議事録については結果のみ記載することとし、最後に審議していただきたいと思いますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

教育長 では、そのように進めさせていただきます。換気のためにも、適宜、5分程度の休憩を入れたいと考えております。

それでは、「議案第1号 市立小樽文学館協議会委員の任命案」の説明をお願いします。

議案第1号 市立小樽文学館協議会委員の任命案

文学館副館長 「議案第1号 市立小樽文学館協議会委員の任命案」について御説明いたします。

市立小樽文学館協議会委員は2年の任期となっておりますが、本年10月31日に任期が満了となることから、市立小樽文学館条例第8条の規定に基づき、再任する方7名と新たに1名の委員を任命するほか、公募委員1名を選考し、新任、再任合わせて9名の方を任命するものです。

お手元に配布しました新旧の委員名簿を御覧ください。

新任の方は、以前より欠員となっておりましたところに、学識経験者のお立場から、元喜茂別町立鈴川小学校校長をされ、小樽啄木会事務局長であります鈴木様を任命したいと考えております。

公募委員につきましては、資料の3枚目「市立小樽文学館協議会公募委員 選考結果について」を御覧ください。

公募委員につきましては、7月1日から30日まで、募集したところ、平山秀朋様1名の応募があり、市立小樽文学館協議会委員公募選考要領に基づき、8月19日に選考会を開催し、応募論文「市立小樽文学館への意見・提言」を①地域性、②関心度、③公平性、④発展性の4項目の選考基準により採点した結果、選考委員からの高い評価があったため、公募委員として選考いたしました。

平山秀朋様は、ジーンズショップロッキを経営しており、英語も堪能で、文学館の英語のパンフレットの作成にも助言を戴くなど、以前より文学館の運営に協力をいただいております。文学館のイベント等に積極的に御参加いただいております。

なお、委員の任期につきましては、再任の方も含め、令和3年11月1日から令和5年10月31日までの2年間となります。

以上、本任命案につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 それでは、ただ今の説明に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

委員の補充と公募委員を新たに平山さんにするということですが、よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了したいと思います。

続きまして「議案第2号 市立小樽美術館協議会委員の任命案」について説明をお願いします。

議案第2号 市立小樽美術館協議会委員の任命案

美術館副館長 「議案第2号 市立小樽美術館協議会委員の任命案」について御説明いたします。

市立小樽美術館協議会委員は2年の任期となっておりますが、本年10月31日に任期が満了となることから、市立小樽美術館条例第16条の規定に基づき、再任する方8名と新任の方2名、合わせて10名の方を任命するものです。

お手元に配布しました新旧の委員名簿を御覧ください

社会教育関係者であります元小樽商工会議所副会頭の「西条文雪」様から、今限りでの辞任のお申し出があり、後任に小樽商工会議所より御推薦いただき、小樽商工会議所副会頭であり、北海道ワイン株式会社代表取締役「畠村公宏」様に御就任いただきたいと考えております。畠村様におかれましては、企業経営者として専門的な意見をいただくなど、学識経験

者としてお力をお借りしたいと考えております。

公募委員につきましては、資料の3枚目「市立小樽美術館協議会公募委員 選考結果について」を御覧ください。

7月1日から30日まで、募集したところ、「渡邊沙代」様1名の応募があり、市立小樽美術館協議会委員公募選考要領に基づき、8月19日に選考会を開催し、応募論文「市立小樽美術館への意見・提言」を①地域性、②関心度、③公平性、④発展性の4項目の選考基準により採点した結果、選考委員より高い評価であったため、公募委員として選考いたしました。

渡邊沙代様は、現在は、御主人とともに「なまらファーム」を経営し、以前は、FMおたるのパーソナリティをしており、美術館で開催した特別展について、その都度、ラジオ番組で紹介していただくなど、美術館の運営に貢献していただいております。

なお、委員の任期につきましては、再任の方も含め、令和3年11月1日から令和5年10月31日までの2年間となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、ただ今の件に関しまして、御質問・御意見等ありましたらお願いいたします。文学館と同様の任期ということで、美術館の今後の協議会の委員として任命させていただきます。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、本件を終了したいと思います。
続きまして「議案第3号 小樽市学校給食センター運営委員会委員の委嘱案」の説明をお願いします。

議案第3号 小樽市学校給食センター運営委員会委員の委嘱案

学校給食センター副所長 「議案第3号 小樽市学校給食センター運営委員会委員の委嘱案」について、御説明いたします。

この議案を提出いたしましたのは、小樽市学校給食共同調理場条例第4条第1項の規定により設置しております、小樽市学校給食センター運営委員会委員の任期が、本年10月31日で満了となるため、新たに委員を委嘱するものであります。

当委員会につきましては、学校給食センターの運営上必要な事項について、センター所長の諮問に応ずるとともに、御意見をいただくものです。

委員の構成につきましては、お手元の新旧名簿を御覧ください。新委員の名簿で、太字で示しております方々が、今回新任の委員であります。裏面は現在の委員の名簿で、太字で示しております方々が、交代する委員であります。

再度、新委員の名簿を御覧ください。委員は各団体から御推薦をいただいた12名で構成しております。

新任の委員は、小樽栄養士会から御推薦いただいた「小貫 留美子」氏、北海道全調理師会小樽支部から御推薦いただいた「兼崎 義明」氏及び「佐久間 靖夫」氏、小樽市医師会から御推薦いただいた「高川 志保」氏、小樽市校長会から御推薦いただいた「水口 正紀」氏の5名であります。

なお、推薦団体の分野別の内訳としましては、「衛生に関する学識経験者」として、小樽市歯科医師会、小樽市医師会、北海道科学大学、小樽栄養士会、小樽市保健所及び小樽市学校薬剤師会から計6名を、「食の生産における専門家」として、小樽市漁業協同組合及び新おたる農業協同組合から計2名を、「調理の専門家」として、北海道全調理師会小樽支部から計2名を、「学校及び保護者の代表」として、小樽市PTA連合会及び小樽市校長会から計2名を、それぞれ御推薦いただいております、会議におきまして、各専門分野の知見等貴重な御意見をいただくこととしております。

なお、委員の任期は、令和3年11月1日から令和5年10月31日までの2年間です。

以上、本委嘱案につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 ただ今の説明に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を了承したいと思います。

続きまして「議案第4号 小樽市文化財審議会委員の委嘱案」について説明をお願いします。

議案第4号 小樽市文化財審議会委員の委嘱案

生涯学習課長 「議案第4号 小樽市文化財審議会委員の委嘱案」について御説明いたします。

今回の委嘱につきましては、10月31日で現委員の任期が満了となるため、新たに委嘱するもので、任期は11月1日から令和5年10月31日までの2年間となります。

文化財審議会の委員は、資料2枚目中段の文化財保護条例にありますとおり、学識経験者のうちから10名以内を委嘱することになっております。

資料1枚目の「表面」が新委員、「裏面」が旧委員の一覧表となっておりますが、確認したところ全員再任していただけたということでしたので、こちらの9名に再度委嘱する案となっております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 　　ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いします。
　　全員引き続き審議会の委員として継続していただけるということですから、継続するという
　　ことで処理をしたいというふうに思います。

各委員 　　(なし)

教育長 　　よろしいでしょうか。
　　それでは本件を了承いたします。
　　続きまして「報告第1号 令和3年度北海道学校給食功績者表彰の受賞について」の説明
　　をお願いします。

報告第1号 令和3年度北海道学校給食功績者表彰の受賞について

学校給食センター副所長 　「報告第1号 令和3年度北海道学校給食功績者表彰の受賞について」御
　　報告いたします。

　　北海道学校給食功績者表彰は、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進に特に功
　　績のあった者を表彰し、その功に報い、もって学校給食の発展充実に資することを趣旨とす
　　るものです。表彰者小樽市学校給食センター所長「山廣 伸幸」。令和3年度は、全道で9名
　　の表彰者が決定しております。

　　これまでの業績等につきましては、裏面に記載のとおりですが、学校給食センター所長山
　　廣伸幸は、8年10か月の永きにわたり本市学校給食の管理運営や衛生管理に携わり、北海
　　道学校給食研究協議会理事長などの要職を長く勤め、同協議会の発展に寄与したほか、平成
　　26年に開催された第57回北海道学校給食研究大会（小樽大会）では、実行委員の中心と
　　して同大会の開催に尽力しました。

　　また、北海道学校保健審議会食物アレルギー分科会委員として、「学校における食物アレ
　　ルギー対応の進め方」の作成に携わるなど、本道における学校給食の発展に対する功績が顕著
　　である、とされたものです。

　　なお、表彰式につきましては、後日、後志教育局長より表彰状が授与される予定となっ
　　ております。

　　以上でございます。

教育長 　　本件に関しまして、御質問・御意見等ございますでしょうか。
　　いつも罰の方のお話はよくさせていただくのですが、賞の方はなかなかないものだから、
　　いいお話かなと思います。本来であれば、山廣所長がここに来て説明する立場なのかもしれ
　　ませんけれども、本人ということもありまして今日は副所長が代わって報告させていただきました。

各委員 　　(なし)

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、本件を終了させていただきます。
それでは「報告第2号 令和3年度優良PTA文部科学大臣表彰の受賞について」の説明をお願いします。

報告第2号 令和3年度優良PTA文部科学大臣表彰の受賞について

生涯学習課長 「報告第2号 令和3年度優良PTA文部科学大臣表彰の受賞について」御報告いたします。

文部科学省では、PTAの健全な育成と発展に資することを目的として、毎年PTA活動に優秀な実績をあげているPTAの文部科学大臣表彰を行っています。

令和3年度は、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、私立幼稚園、認定こども園PTAの部門において、全国で110校が決定されましたが、本市から推薦した「望洋台小学校父母と先生の会」が全道の選考を経て推薦され、表彰団体となったものです。

この度の受賞は、平成26年度の「銭函小学校PTA」以来となります。

今回評価された主な活動実績は資料の裏面のとおりであります。また、「コロナ禍の中、地域と協力して手作り布マスクを作成し、児童に配布したほか、新しい取組としてZOOMを取り入れたレクリエーションを実施するなど、活動を止めないように工夫している」こと、「地域の町会と一緒に植樹活動や花壇整備を長年実施しているほか、町会行事とPTA行事、学校行事の日程が重複しないよう事前に調整するなど、地域の活性化にも寄与している」こと、「PTAの活動マニュアルを作成し、初めて活動に参加する人に対し、ホームページを通じて内容を周知している」ことなどです。

なお、表彰式は、11月19日、東京のホテルニューオータニにて開催される予定です。以上であります。

教育長 本件について、御質問・御意見等ございますでしょうか。
日頃の活動の成果ということで、全国的にすばらしい取組だということで評価を受けたということです。学校の方にもその旨通知したいと思っております。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、本件を終了させていただきます。
それでは「報告第3号 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」の説明をお願いします。

報告第3号 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 「報告第3号 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」、御報告いたします。

文部科学省から令和2年度の結果が送付されましたので、小樽市の状況と併せて御報告します。お手元の報告第3号の①を御覧ください。

はじめに、いじめの認知件数ですが、小学校791件、中学校87件で、合計878件となっており、前年度と比べ、小学校で292件の減、中学校で4件の増となっております。

1000人当たりの認知件数は、一番上の表になりますが、小学校192.9件、中学校38.2件、小中を平均すると137.7件となっており、小中学校ともに、全道、全国と比べ大きく上回っております。道教委からは、全道・全国に比べて本市が突出している状況について、「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることのあかし」であり、今後もこの積極的な取組を継続してほしいと、評価をいただいております。

なお、下のグラフにあるように、いじめの認知件数が、平成29年度から急増した理由につきましても、左の吹出しに記載しておりますが、国が、いじめの定義に基づき、積極的に認知するような方針になったことに伴い、道教委では、積極的な認知を図るために、児童生徒アンケート用紙の質問項目を変更し、児童生徒の嫌な思いを苦痛と捉え、定義に基づきいじめとして幅広く認知するよう連絡があり、各学校が積極的に、いじめの認知を行うとともに、平成30年3月に、総務省からの勧告で、いじめ認知を見逃さないよう、認知件数がゼロの学校は、地域に公表して検証するよう指導があったことから、積極的な認知が行われたと考えられます。

次に、中段の表になりますが、いじめの認知学校数は、小学校が16校、中学校が10校となっており、その下のいじめの解消率は、小学校99.4%、中学校98.4%となっております。いじめの解消については、いじめが発生してから少なくとも3ヶ月を経過しないと解消とみなされないことから、3月末時点では100%となっておりますが、残りの6件についても、今年の6月の調査で解消していることを確認しております。

学年別の状況については、棒グラフにもありますように、小学校では、3年生が、中学校では1年生が最も多く、学年が進行するに従って減少しております。

また、いじめ発見のきっかけとしては、小・中学校ともに「アンケート調査など」が最も多く、アンケート調査は有効な手段であることが伺えます。

いじめの態様については、「冷やかす・からかい」が小・中学校ともに、最も多い結果となっております。

なお、パソコンや携帯電話等による誹謗中傷、「いわゆるネットによるいじめ」は、小学校25件、中学校6件となっております。（国：小学校1.8%、中学校10.7%）

今回、小学校でいじめの認知件数が減少しておりますが、その理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、物理的な距離が広がったこと、グループ学習や学校行事など、様々な活動が制限され子ども同士関わる機会が減少したことに加え、これまで以上に偏見や差別が起きないようにきめ細かく指導したことなどが考えられます。

今後も、いじめの芽や、いじめの兆候についても、定義に基づき、いじめとして幅広く認知することで、各学校におけるいじめの問題への対応が一層充実するよう指導するとともに、次の報告でも説明いたしますが、「いじめ防止キャンペーン」を通して、取組を強化してまい

ります。

次に、不登校の状況について御報告いたします。資料②を御覧ください。

不登校を理由に30日以上欠席した児童生徒数は、小学校49名、中学校117名、合計166名となっており、前年度と比べ、小学校3名、中学校5名増となっております。

1000人当たりの人数は、一番上の表になりますが、小学校11.9人、中学校51.4人で、全国より多くなっております。

学年別の状況は、中段の表になりますが、小学校1年生から、学年が上がるにつれて増加傾向にあり、中学校は、第2学年から、割合が高くなっております。

不登校となった主たる要因は、小学校は漠然とした「不安」、中学校は「友人関係」が最も多くなっております。本市の特徴といたしましては、小、中学校ともに全道、全国の要因には見られない「家庭の生活環境の変化」の割合が多く、「親子の関わり方」と合わせ、家庭環境に関わる問題での不登校が多い状況となっております。

下段の表にありますように、令和2年度は、不登校児童生徒への指導の結果、登校できるようになった児童生徒が53名で、不登校児童生徒の31.9%となっており、前年度の13.3%と比べ、登校できるようになった割合が増えています。

次のページ、A4横の資料を御覧ください。

本資料は、今年の4月の校長会議で、「小樽市における不登校対策について」を示し、全ての子どもが楽しく通える、魅力ある学校づくりをテーマとして3つの段階で対応することとしております。

1つ目の「未然防止」では、共感的な人間関係や信頼関係づくりを構築すること、2つ目の「初期対応」では、連続欠席3日目で校内の組織で情報共有し、具体的な対応策を検討すること、連続欠席7日目または断続欠席10日目で市教委に速報を報告し、教育支援センターと連携を図りながら対応することとしています。3つ目の「自立支援」では、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、不登校の児童生徒に対して、市教委だけではなく福祉部などの関係機関や関係団体と連携を図りながら、支援することとしております。

来月の校長会議においても、本取組の徹底を図るとともに、まずは、新規の不登校を生まないためにも、学ぶ意欲を高める授業づくりや基礎学力の定着を図ること、中1ギャップの解消に向けて小中一貫教育の取組として不登校について協議する場を設けること、生活習慣の改善にむけて、保護者へ粘り強く働きかけるとともに、子ども自身が自らの生活習慣を見直すことができる力を育成することについて指導してまいります。

なお、不登校のきっかけや継続理由については様々ですが、憂慮すべき状況にありますので、今後、相談体制の充実や居場所づくりなど、不登校の対策を検討していく必要があると考えております。

最後に、暴力行為について、資料③を御覧ください。

暴力行為の発生件数は、今年度、初めて0件となっており、本市においては全体的に落ち着いてきていると考えられます。

暴力行為の要因には、友人関係のトラブルや家庭環境の急激な変化など影響していることが多いのですが、小さな頃からの生育状況など、小中一貫教育を進める中で適切に捉え、そ

の根本を解決することも重要であると考えております。今後も、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう生徒指導の充実に努めるとともに、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーの活用や福祉部、児童相談所、警察などの関係機関と、連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

教育長 ただいまの報告に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

黒田委員 暴力行為について伺いたいのですが、どういったことになったら、1件にカウントされるんでしょうか。例えば、言葉のやりとりですとか、遊びながらコミュニケーションをとっているうちにちょっと手や足がでてしまったというような場面は、子どもたちの中からすごい見聞きはしますし、発達段階においてしょうがないのかなと思う部分があるのですが、1件にカウントされるにはどうなれば1件になるのかの基準を教えてください。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 軽微な部分については、いわゆる日常生活や学校生活の中で結果的に手がでてしまった、物にぶつかって押されてしまったという部分は複数件あるんですけど、大きな怪我だとか、相手の保護者、加害者、被害者の間で警察それから被害を受けるというあたり、やはり学校の中で保護者、当該の児童生徒に対して説明及び了承を得られない、納得を得られないというところで、もちろん市教委の方にもたくさんそういう御相談いっぱいあるんですけど、結果的に納得を得られないというのがカウントされます。

黒田委員 具体的な怪我に繋がるとか病院で受診されるものとかそういうわけではなくて、保護者の方が納得されればそれはカウントされないということですね。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 受診されたこともあるんですが、そこは保護者の納得、それぞれ説明して謝罪の場面を設けて、これ以上はということでお話しされるケースはありますけど、大きな心情的な問題になった場合には報告義務がありますので、報告されてきます。昨年度については、それぞれ学校の方で適切に対応していただきました。

教育長 よろしいでしょうか。

対教師に対する暴力行為とか、そういうのも大きな事象として出てきたり、生徒同士の殴り合いのような、そういう大きなものを基本的には定義としておさえます。

先程言ったように、色々保護者も絡んでだとか、訴えますとかそういうものの中には出てくる可能性もありますので、そういうのをどうカウントするかというのは出てくるかもしれませんが、主に、対教師暴力、子ども同士の殴り合い、喧嘩、そういう大きなトラブルというイメージになるかなと思います。

いいですか。付け加えることありますか。

学校教育支援室長 資料の、暴力行為の③の中段にですね、教育長おっしゃった4つの項目に分かれておまして、対教師暴力、はっきり手を出してしまったというのは明らかで、生徒間暴力は、手が出てしまうだとかというのは学校から報告が上がってきてカウントされる。また、対人暴力というのは、いわゆる学校以外の方を殴ってしまったとか、要するに校内以外の部分の人との関わりの中起こること、あとは器物損壊、いわゆる何か破壊してしまった、修理を伴うものということで、大きく分かれておまして、明らかにこれは過失だというものについては、報告が上がってきます。

教育長 よろしいでしょうか。
他にございませんか。

荒田委員 今の件に関連してなんですけど、いじめの認知、報告3の①の下の方の「いじめの態様」の「②たたかれたり、蹴られたり」のところに、小学校で204件、中学校で25件と上がっておりますが、暴力行為に該当しないというものを「たたかれたり、蹴られたり」というのは、基準のようなものがあれば教えていただきたい。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 暴力行為については、教育長もおっしゃっていた非常に強く叩いたり蹴ったり意図的な暴力行為で、こちらの方は、被害の子どもと加害の子どもとの間で、意図的にやった部分もあるんですが、そういうつもりはなかったところの、いわゆる遊んでる中でエスカレートして叩かれた、それが嫌な思い、苦痛だというのが上がってきている中身になってますので、先程の暴力行為の質とは強度が違うとおさえていただければと思います。

教育長 よろしいでしょうか。
他にございませんか。

小澤委員 いじめ並びに不登校は大きな問題の1つだと思うんですけど、微妙なところもあると思うので、その辺の指導をさらに強めていただければと思います。

例えば今お話しがあった、資料の一番下のいじめの対応のところの、教師から見れば「冷やかし・からかい」、いつものことというふうに見てしまいがちなところもあると思うので、そこのところは十分に子どもの様子を見ていただいて対応していただく、暴力行為にならなくても指導をお願いしたいと思います。ただ、一見、認知件数が多いことは小樽の取組の成果であり道教委の方からも指導体制を評価されていると思いますし、2のところのいじめの解消状況を見ますと、すべてのいじめを解消しているということで、各学校の取組は順調に、課題を含みながらも適切にやっていたらただけてるんだらうなど。これを見ながら先月の定例会で、全国学力・学習状況調査の結果の質問紙調査結果の中に、「あなたは学校に行くが楽しいと思いますか」という項目があって、もう1回見てみたんですが、小樽の場合は全国を上回った回答があるんですね。そういう点でも、反映してるかなと思っていたところでした。その点でなおいっそう、子ども達の立場に立った指導をお願いしたいと思います。

2つ目ですが、不登校の話、ここも年々増えていますので、色々な状況の中で指導していかなくちゃならないと思いますが、不登校となった要因の3番目の「入学・転編入学時の不適應」、これははっきり誰がそういう対象になったかわかると思うので、各学校での指導をお願いしたいと思います。これにつきましては、昨日ラジオを聴いてましたら、子どものとき転勤が多くて言葉のイントネーションがちょっと違う。それで転校すると気になって、自分で話せなくなる。ずっとその癖を自分がわかるまで黙って聞いていて、それから話すようにしようと思ったら、そのことがいじめの対象になった、あるいはそれが不登校に結びつくことになるのかもしれない。ですから、両方関連することあると思いますので、やはり一定の成果を収めながらも、さらに細かな指導をお願いしたいと思います。

教育長 ありがとうございます。
 今の関係で何かありますか。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） はい、特に編入学については、以前在籍校からの引継ぎを綿密に行うということと、家庭環境によって札幌方面から小樽に入ってくる子どもも少なくありませんので、先程申し上げた家庭環境に関わる部分プラス前任校との子どもの様子をしっかり把握した上で、入学・編入した時のつまずきに繋がらないように対応していくということで、重ねて指導してまいりたいと思っております。

教育長 転校した時のフォローを学校としてやっていく、そのことが結果として家庭環境もあるでしょうし、児童生徒のそのままの性格によることも多いにあるかと思っておりますので、はっきり転校してくるのをわかっている話ですから、どの生徒にも手厚い対応をするというようなことを特に注意してほしいかなと思いますね。

 もちろん委員がおっしゃったように、しっかり取り組んでいかないとならないですし、これも旭川みたいに大きな問題に繋がってきますので、そうならないように早期発見して早期対応をしていく、そこを見逃してはならない、というところを徹底していく。この取組の中で初動対応、そこは小樽市として教育委員会としてしっかり学校を指導していかないとイケないですし、学校の方もそういうサインがでてきているときには、うちの教育研究所なり指導グループなり、きちっと持ち込ませる、そういう意味で先程言った、何日間でこういう状態になったら報告してくださいという取組も、1つの取組になっていますので、それは不登校対策ですけど、いじめ対策でも同時にあると思っています。そこら辺徹底して対応が必要なのかなと思っています。そういうかたちで指導していきたいと思っています。

小澤委員 先程言いましたように、いじめのサインというのは明らかに外に出てくるサインと、先程の言葉のイントネーションのように、なかなかわかりづらい、しかも本人がしゃべる子であればお互い気が付くんですが、自分がそれを規制してしまって、自分が今の地方の言葉の抑揚をわかるまでは、癖をつかむまではじっと我慢するという子になるとなかなか見つけづらと思いますので、その点の看取りをよりいっそうきめ細かにと思いましたのでよろしくお願いします。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） そのように対応させていただきます。

教育長 そうですね。そこら辺は子どもが気が付かないうちに内にこもってしまうということが考えられますので、そこら辺のサインのを見つけ方とかそれから内向性、特徴的なそういうサインのを見つけ方みたいな、そういうことを学校の方に、生徒指導の研究協議会とかで協議して行ってほしいなと思います。こっちの学校ではこういうことあったけど、こっちの学校ではなかったのかあるのか、そういうのを出し合って、こういうところ気を付けようという事例を研究してほしいなというふうに思います。

よろしいでしょうか。他にございますか。

黒田委員 いじめに関してなんですけれども、アンケートの回収方法と、これは年に何回なんですか。

アンケートの回収方法は、例えば教室で学校の先生に配られて、「さあ書くんだよ」と言われて書いているのか、それとも1回家に持ち帰って、「これ書いてもいいのかな」等悩む時間があるのか。子どもから聞く話によると、例えばいじめの問題のプリントが配られた時に、学年にもよると思うんですけれども、いじめのアンケートがきたという雰囲気の中で、果たしていじめられている、嫌な思いをしているに「はい」をつけて、細かいことを書けるかと言われたら、雰囲氣的には厳しいという声を聞くので、何か辛いことがあったときに、年に1度、2度というより、流れていくスピードが子ども達速いので、辛いなと思ったときにそれを何かで表現できる雰囲気があったり回数があったり機会があったりということにはならないのかなということを思いました。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） アンケートは年に2回です。

アンケートの対応の仕方については、低学年とかは自分では書けないというところもありますし、自宅に持ち帰って保護者と話をしたりという学校もありますし、あと発達段階に応じて学級の中で書いたり、それは個人のプライバシーに関わることなのでそこは配慮しながら行っています。一斉にこの時間にやりなさいということは、ないようになっています。

学校の実態だとかに応じて回答方については若干の差はありますが、今回、道のアンケート以外でも、各学校では例えば中学校で個人面談という形で、直接対峙しながら、悩みはないか、いじめではないですけど進学だとか学業の教育相談の中で何か困っていることはないですかというところでの聞き取りだとか、カウンセリングだとか、小学校についても、全部ではないですけど時間をかけて、週間、月間で校長先生自らやられている学校もありますし、それぞれ対応については、きめ細かな、色んな方法を使って、その子の実態にも応じて、様々な観点から情報・サインをキャッチして早期発見に繋げていくというのが現状です。

教育長 よろしいでしょうか。

他にございませんか。

各委員 （なし）

教育長 よろしいですか。

それでは、今後しっかり指導していきたいと思います。本件を終了させていただきます。
続きまして、「報告第4号 いじめ防止キャンペーンの実施について」の説明をお願いします。

報告第4号 いじめ防止キャンペーンの実施について

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 今回の報告第3号にも関わる部分でございます。「報告第4号 いじめ防止キャンペーンの実施について」御説明いたします。

今年度も11月から12月にかけて、学校教育に携わるすべての関係者が、改めていじめの問題の重要性を認識し、学校・家庭・地域・関係機関が一体となっていじめ問題を解決するためのキャンペーンを実施します。

今年度のテーマは「心あったか つながりから はじめよう」として、子どもたちや大人が、いじめの問題に主体的に関わり、いじめの防止に積極的に取り組もうという願いを込めて設定しました。

1つ目、具体的な内容としましては、市教委の取組として、チラシや啓発資料の配付などキャンペーンをしているということで、広く啓発活動を行っています。

また、道教委で年2回実施している「いじめのアンケート調査」を各学校で実施し、市内全体のいじめの状況を把握しています。

また、「いじめ問題対策研修会」については、新型コロナウイルス感染症対策のため、集合型の研修等を控え、期間中に、道教委職員作成の動画を配信し、「いじめ認知と組織的な対応の重要性及び関係機関等との連携（仮）」をテーマに、教職員を対象とした研修を行っていく予定になっています。

また、「小樽いじめ防止サミット」は、作成から5年が経過し、全市的に浸透している「小樽スマート7」について、子どもたちの自己管理能力を身に付けさせることを目的に、これまでの利用時間等を制限する形から、子どもたち自身がスマートフォンやネット利用のルールについて考え合い、新たなスマート7を作成するための協議の場として中学校区で実施する予定になっています。

また、「不登校対策連絡協議会」は、教職員及び保護者、関係機関・団体等を対象に、大阪成蹊（せいけい）短期大学「中野 澄」教授作成の動画をもとに、「学校と保護者、関係機関・団体等との連携の在り方（仮）」をテーマに、教職員や保護者、関係機関が情報の交流を行い、不登校への対応について協議し、連携を深めることになっています。

それから、「親子で学ぶ情報モラル」については、実際にネットパトロール体験、保護者がパソコンを使って子どものトラブルの元を発見することができますよという、実態的には小樽市小中学校情報モラル対策委員会副委員長 小樽市教育研究所 藤平 I C T 支援員作成しました、ネットパトロールに関する動画を作成・配信し、「親子で学ぶネットパトロール」をテーマに、大きく3つにわけて、①「ネットに起因する子ども被害状況」、②「ネット上で個人がどのように検索されているか」、③「ネットパトロールの方法と検索内容」これは子ど

も達に知られてしまうとまずい部分がありますので、そこは、程度を低くして、こんなことで検索することもできますよと、計3編の動画を作成しまして、情報モラルについての最新情報を学ぶとともに、ネット社会に生きていくためのマナーや対応策等について考え合う機会といたします。

その他、各学校において、教職員の校内研修や児童会・生徒会が主体となった活動など、いじめ防止に関する取組を重点的に実施します。

「いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる」という危機感をもって、学校・家庭・地域その他の関係者が連携していじめ問題を克服していけるよう、取組を進めてまいります。

最後になりますが、「いじめ防止標語」の取組について説明します。

今年度も、道教委が、毎年7月から8月にかけて募集している「絆づくりメッセージコンクール」の標語と、市教委の「いじめ防止標語」の取組を兼ねて募集したところ、市内の全児童生徒が取り組みました。ちなみに、取組総数は5934点、前年度に比べて420点減ってはいますけれども、すべての小中学生が参加しまして、今年度は団体部門がございまして、新たなかたちで取り組んでおります。

今年度、後志管内の審査におきまして、「小学校の部」の個人の部門で3点、団体の部で3点、中学校の部の団体の部で3点が入選しており、そのうち、小学校の個人、団体、中学校の団体部門で各1点ずつ最優秀作品に選ばれており、この3作品は全道審査に進んでおります。

なお、管内審査の入賞作品を除いた作品の中から、改めて市教委が独自に選考し、表彰することになります。

教育委員の皆様には、「いじめ防止標語」の入選作品の選考を、お願いしたいと考えております。11月中旬に、第1次審査をしたものを10点程度教育委員の皆様にお送りいたしますので、そこから順位を付けていただき、得票数の多いものを入選作品とし、12月の定例会で報告する予定になっています。

入選作品については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、表彰式の実施方法についても、今後検討し、決まり次第教育委員の皆様にお伝えする予定になっています。

以上でございます。

教育長 それではただいまの報告に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。春にやっているのは何でしたっけ。

学校教育支援室長 「子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン」です。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） その中にもいじめは入っています。

教育長 一部として入っているんですね。今回はいじめに特化した形ということですね。様々な取組をしながら、学校にも協力してもらって進めている、そういう内容になっていきますが、これも大切な事業でございますので、着実に進めていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは本件を終了させていただきます。

それでは、「報告第5号 「小樽市総合体育館長寿命化計画」策定の検討状況について」の説明をお願いします。

報告第5号 「小樽市総合体育館長寿命化計画」策定の検討状況について

生涯スポーツ課長 「報告第5号 「小樽市総合体育館長寿命化計画」策定の検討状況について」御説明いたします。

まず、1ページ目の「新総合体育館について①」につきましては、新総合体育館の空間コンセプトをお示ししております。市民が生涯にわたりいつでも気軽に集い、一人でも誰とでも、さまざまな運動を楽しむことのできる多目的空間につきましては、水泳など様々な種目のスポーツのほか、個人でできるトレーニングやウォーキングなどに気軽に利用できる設備を充実させてまいりたいと考えております。市民が子どもからお年寄りまで、集い、ふれあい、つながることのできる交流空間につきましては、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化に加え、利用者だけでなく市民が交流できるスペースなどの設備を充実させてまいりたいと考えております。災害時には多くの市民を受け入れ、安全かつ快適に避難生活を過ごすことのできる安心・安全空間については、災害備蓄庫や非常用電源などの設備を充実させてまいりたいと考えております。

次に、2ページ目の「新総合体育館について②」につきましては、現総合体育館の抱える課題と課題解決の方向性をお示ししております。耐震性能が低く老朽化著しい現総合体育館は、バリアフリー等に配慮して旧緑小学校跡地で建て替えること、維持管理費用の増加と利用料収入の減少で経済性が低下しているため、総量削減を図りつつ機能の現状維持に努め、諸室の効率的な配置等で機能性・経済性を向上させること、夏期の駐車場不足を解消するため、周辺に駐車場を確保すること、健康寿命の延伸のため、一人でもスポーツができるような諸室・設備を充実させ、市民のスポーツ実施率の向上を図ること、などを記載しているところです。これを踏まえて新総合体育館の規模・機能につきましては、アリーナ1面もしくは体育館1室の削減を行いつつ、地区大会・全道大会規模の大会が開催可能な規模・機能を最低限維持すること、新市民プールを併設し、高齢化に配慮した歩行用プール、子育て環境の向上のため児童用プールを設置することなどを記載しているところです。

3ページ目以降につきましては、若干説明を簡素化させていただき、各考察等の作成の意図を御説明させていただきます。

まず、3ページの「総合体育館の規模に関する考察①」については、現総合体育館の総利用者数と本市の人口の推移がほぼ一致していることに着目し、将来人口を踏まえた規模とすべきであると考察しております。

次に、4ページの「総合体育館の規模に関する考察②」については、現在の体育館の利用

率と必要な諸室面積を推計し、あわせて3つの試算モデルについても利用率の推計を行ったものです。必要な諸室面積は試算モデル③と同等の3,070㎡との推計結果でしたが、試算モデル③の利用率を見ますと、多目的室の利用率が116.5%と、100%を超え、平均利用率も98.0%と高く市民が予約を取りづらいことが予想されるため、単純に利用率だけで諸室面積を決められないものと考察しております。

次に、5ページの「総合体育館の規模に関する考察②」については、現総合体育館の利用料金収入の柱でもある専用利用は36%、最も専用利用の少ない第3体育室は6%であることから、体育室の専用利用率の向上と多目的化が課題と考察しております。

次に、6ページの「総合体育館の規模に関する考察②」については、指定避難所としてみた場合の試算モデル3案の収容人員、面積によって収容人員が変わってくることを示しているものになります。また、地区大会・全道大会の会場としての各種目のコート面数について、現総合体育館の適正規模について考察しております。

次に、7ページの「新・市民プールの規模に関する考察①」については、平成19年に廃止された旧・室内水泳プールの総利用者数は本市の人口の3～4割で、減少傾向で推移していることから、市民プールの規模についても体育館同様将来人口を踏まえた規模とすべきであると考察しております。

次に、8ページの「新・市民プールの規模に関する考察②」については、現在も非公認ながら高島小学校温水プールにおいて市民スポーツ大会が開催されていることを踏まえますと規模は25mプール×5～7レーン、新総合体育館に市民プールが併設された場合、市内の小学校8校、中学校2校が水泳授業に使いたい意向があることを踏まえまして、水深は1m程度、新総合体育館の火災時にはプール水が消防水利として活用できる可能性があることなどを考察しております。

次に、9・10ページの「新総合体育館周辺の駐車場に関する考察①②」については、総合体育館・新市民プール・桜ヶ丘球場・小樽公園グラウンドなどで開催される規模の大きい大会時の駐車台数を推計したものであり、新総合体育館の建設前は旧緑小学校跡地を駐車場とすることで、新総合体育館の建設後は現総合体育館跡地を駐車場とすることで、概ね駐車場不足が解消されると考察しております。

次に、11ページの「ランニングコストに関する考察」については、現総合体育館と旧室内水泳プールを同時に運用したと仮定して、3つの試算モデルのランニングコストとの比較を行ったものです。試算にあたっての詳細な与件は後ほど御一読いただければと存じますが、現総合体育館と旧室内水泳プールのランニングコスト約1億4千万円に対し、3つの試算モデルのランニングコストが下回っていると考察しております。なお、試算モデルについては諸室の面積以外は極めて大まかなものであることから、試算モデルのランニングコストは㎡単価を乗じていることから、設計段階で機械室などの面積が縮小すること等こういった場合には減額要素、人件費についても規模に見合った適正人員とすることにより減額要素、さらに光熱水費につきましても試算モデルの光熱水費につきましても、ガスボイラの利用を想定しておりますので、若干お高めに数値がでていんですけども、こういったものも省エネ設備等の導入により減額要素であると考えておりますので、大雑把な意味での目安とお考えいただければというふうに考えております。

次に、12ページの「ライフサイクルコストに関する考察」については、単年度のランニングコストの考察に加えて建設コスト、設計コスト、工事監理コストというのが、建設時にも生じるところでございます。また、長年運用していくにあたっては、途中で大規模改修が行われたりだとか、最後には解体しないといけないコストなど、これを合わせたものがライフサイクルコストということで、65年間のライフサイクルコストを算出したところ、試算モデル①が221億円、試算モデル②が209億円、試算モデル③が197億円、単年度の負担でみますと試算モデル①が3億4千万円、試算モデル②3億2千万円、試算モデル③が3億円となっており、やはりランニングコスト・ライフサイクルコストの両面で見ても適正な総合体育館の規模とすることが課題であると考察しております。

次に、13ページの「総合体育館・市民プールの機能に関する比較①」については、第9回定例会資料と同じですので、説明は省略させていただきます。

次に、14ページの「総合体育館・市民プールの機能に関する比較②」については、これから各競技団体や利用団体から意見照会するにあたり、現在の総合体育館の各室が試算モデルのどの部屋にあたるのか、大まかな割付について考察しております。

次に、15ページの「公認プールの要件と建設コスト」については、開催できる大会に応じて4つのランクがありますが、新総合体育館に併設可能なものは設備等もふまえますと、国内一般プールのみ、試算モデル①②のプールを公認化した場合、建設費用は2千万円ほど増額となること、試算モデル②については歩行用プールが無くなるなど、大幅なレイアウト変更が予想されるほか、公認費用が5年に1回かかることや、ルール改正等により大規模な改修等が必要な場合があると考察をしております。

最後に、16・17ページの「道内他都市の体育館との比較①②」については、規模や機能、料金等について比較をしておりますので、後ほど御一読いただければと存じます。

なお、本日の資料につきましては、10月20日に開催された小樽市議会「公共施設の再編等に関する調査特別委員会」主催の議員勉強会において御説明済みであり、議員のみなさんからは、「幼児トレーニング室など多世代交流に必要な設備や施設を盛り込むべきでないか」「新総合体育館のプールは市民の皆さんだけでなく水泳授業でも使えるよう計画的に進めていくと良いのではないか」「プロスポーツやコンサートなどの利用は想定していないのか」「ニュースポーツやパラリンピック種目などに利用することは想定していないのか」「プールは公認化して大会のないときに歩行用レーンとして活用できないのか」「ランニングコストと利用料収入の差額のマイナスは市の負担となるので明確に示すべきだ」などの御質問がありました。今後の設計に関わる御質問が多かったところですが、今回の市教委提案のポイントであります新総合体育館の総量削減の方向性やプールの併設などについては、徐々に各会派の御理解が深まっているように感じられたところですので、引き続き今後の議会議論などを通じて各会派の御理解をいただくよう努めてまいります。

また、昨日10月27日に開催された小樽市スポーツ推進審議会において本件を御審議いただき、新総合体育館の総量削減の方向性や、プールの併設について委員の皆さまの御理解と御賛同をいただいたところでもあります。今後、各競技団体や利用団体から御意見を伺うにあたり、本市の身の丈に合わない過大な施設や設備を希望する声が多くなることを懸念される声や、プールを併設した場合の新総合体育館の運営コストが増えることを不安視する声もご

ございましたが、市教委としましても建設コストの抑制という観点だけでなく、ライフサイクルコストやランニングコストの抑制の観点からも、必要な機能を盛り込みつつコンパクトな施設とする必要があると考えているところでありますので、各競技団体や利用団体等への丁寧な説明を行いながら、御理解を得てまいりたいと考えているところであります。

なお今後のスケジュールといたしましては、11月の定例会につきまして、計画の素案を御審議いただく予定でございます。

報告につきましては、以上であります。

教育長

それではただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いします。

具体的なイメージは図にもありますけど、説明して、パターン化して、試算も出る1、2、3、これをそれぞれの表におとして考察をしていくというイメージです。

これが絶対ではないので、あくまでもこの程度みたいな感じではあるんですけども、実際にどれぐらいのボイラー室がいるのかだとか、更衣室がどのぐらいいるのだとか、実際に色々具体的に言えばきりがありませんけど、こういうイメージの中でもってもらって、それを分析していったのが、先ほど説明のあったものです。

体育館を希望するスポーツ団体等からはたくさん「造っていただきたい」という意見があったり、広い体育館をお願いしたい、広い水泳プールをお願いしたいなど御意見出てくると思うんですけど、これから人口減少をむかえるにあたって、どの程度の施設を建てていくか。つまり大きくすればするほど後年度負担が伴うわけですから、若い世代に残していくかたちになりますので。それから本市のスポーツの使用する人数も人口に比例して少なくなっていく可能性もあるということが推定できるので、そこら辺を色々調整しながら進めていくかたちになるかと思えます。

ただ長寿命化計画の中で、こういう方向性でということなので、これは「がちがち」になるわけではなくて、実際に基本設計、実施設計していく中で、また競技団体だとか意見を聞きながら、決めていくかたちにはなるかと思えます。

全体の枠、というか総量をどの程度にしていくか、その機能はどういうふうに主にしていくかということが今回大きなテーマになるかと思えます。

何か御意見等ございますでしょうか。

なかなか大きいお金が動きますので、非常に難しい問題ではありますけど、長年、総合体育館の老朽化が激しくて、市民の皆様にも色々御指摘をいただいている、あちこち故障、修理が必要なところがあったり、以前あった駅前のプールも一度解体してしまいましたので、今は利用としては公的には高島温水プールを利用いただいている、もしくは市内にある民間の施設を利用いただいている、そこに水泳教室だとかの授業で、うちが支援をしていく、そういうスタイルを今とっていますけれど、やはり市民プールがほしいという要望されている方々もいらっしゃいますし、プールをつくることで今後コストがかかるということもありますので、そこら辺も考えて、いろんな御意見がございまして。

なかなか難しい問題なので、気が付いた点があれば、今回に限らず、今後、色々御指導いただければと思います。よろしくをお願いします。

本件、よろしいですか。何かございましたら遠慮なくどうぞ。

各委員 (なし)

教育長 今後とも御相談させていただきますのでお願いします。
それでは、本件を終了させていただきます。
それではその他の報告ですけれども、「寄附採納について」の説明をお願いします。

その他 寄附採納について

教育総務課長 寄附が3件ありましたので、御報告いたします。

1件目は、「高坂 啓子」様から小樽市奨学資金基金に10万円を御寄贈いただきました。教育委員会では、経済的に恵まれない高校生に奨学金を年間5万円計70名に給付しており、奨学資金基金はその原資となっております。

高坂様からは、平成14年より御寄附をいただいております、7月に続き今回で31回目、総額は405万円となります。

2件目は、「志和 裕」様から、小樽市交通災害遺児奨学資金基金に1万円を御寄贈いただきました。教育委員会では、保護者が交通事故で亡くなるなど交通災害遺児となった高校生に最大15万円を給付しており、交通災害遺児奨学資金基金はその原資となっております。

志和様からは平成12年より御寄附をいただいております、8月に引き続き今回で16回目、総額は21万円となります。

3件目は、北後志地区郵便局長夫人会様から、小中学校に対し、雑巾500枚1万8千円相当を御寄贈いただきました。

北後志地区郵便局長夫人会様は、日頃から地域貢献のためにボランティア活動をされており、その一環として御寄附いただいたもので、今回で7回目となります。

報告は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 どの方も継続して御寄附をいただいている方で、非常に長い間に亘って御寄附をいただいておりますので、ありがたくいただいて、感謝を申し上げたいと思います。

よろしいでしょうか。

本件を終了させていただきます。

それでは、換気のために5分程度休憩をさせていただきたいと思います。

このあと非公開の審議に入りますので、報道関係者及び傍聴者の皆様には御退席をお願いいたします。

<5分休憩>

<非公開の審議開始>

協議第1号 令和3年度教育費補正予算案について

教育総務課長、生涯学習課長から、「令和3年度教育費補正予算案について」について説明し、全委員により協議した。

教育長 それでは、ただ今から人事案件の審議に入りますので、関係者以外の皆様は御退席をお願いします。

<部長／部次長／室長／教育総務課長以外 退室>

議案第5号 令和4年秋の叙勲候補者の推薦案

教育総務課長から、「令和4年秋の叙勲候補者の推薦案」について説明し、全委員一致により可決した。

<非公開の審議終了>

教育長 以上で、教育委員会第10回定例会を閉会いたします。